

令和3年第2回農業委員会総会議事録

令和3年2月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年2月1日(月)

午後3時1分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第8号 農地法第3条許可について

議案第9号 農地法第4条許可について

議案第10号 農地法第5条許可について

議案第11号 非農地証明について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第7号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第8号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第9号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第10号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第11号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第12号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 日高隆志 | 2番 | 岡武義 | 4番 | 久保田章生 |
| 5番 | 鬼塚健太 | 6番 | 川野富男 | 7番 | 川越定光 |
| 8番 | 川崎和久 | 9番 | 松田実 | 10番 | 川越忠次 |
| 11番 | 長友紘子 | 12番 | 川越正彦 | 13番 | 岡原明美 |
| 14番 | 持原義信 | 15番 | 小倉俊博 | 16番 | 佐藤裕次郎 |
| 17番 | 片上英行 | 18番 | 高間秀一 | 19番 | 川越達也 |
| 20番 | 前田峰子 | 21番 | 中村和寛 | 22番 | 外菌香 |
| 23番 | 蛭原安德 | 24番 | 松田真郎 | | |

5. 欠席委員

なし


6. 事務局出席者


| | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 局 長 | 日 高 国 弘 | 農地調整係長 | 稗 苗 茂 樹 |
| 次 長 | 西 領 敏 一 | 農地調整係主査 | 川 越 昌 志 |
| 次長補佐兼総務係長 | 鍋 島 雅 俊 | 農地調整係主査 | 山之上 智 美 |
| 総務係副主幹 | 迫 田 秀一朗 | | |
| 総務係主事 | 加 野 歩 夢 | | |

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 美 

委員 川野 富男 

委員 片上 英行 

午後 3 時 1 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、6 番川野富男委員、17 番片上英行委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 8 号「農地法第 3 条許可について」は 16 件でございます。

議案第 9 号「農地法第 4 条許可について」は 1 件でございます。

議案第 10 号「農地法第 5 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 11 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」は 64 件でございます。

以上、審議件数は 101 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、21 万 2,730 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、11 万 666 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 8 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

今回、2 名の認定農業者などが基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。

2 ページの番号 26、4 ページの番号 32、番号 33 が該当しますが、番号 26 は売買価格が地域の相場より高かったことから、また、番号 32、番号 33 は、申請者が基盤強化法と 3 条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 31 を御覧ください。

本案件は新規就農者による案件です。受人はこれまで認定農業者である受人の義父

と施設キュウリの栽培などを行ってきましたが、今般自ら営農するよう計画し、3条申請に至ったものです。受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,765平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に、番号32、33を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は認定新規就農者による案件です。受人は4年ほど前から農業に携わり、研修を通し自ら営農したいと思い、今般3条申請に至ったものです。受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が9,438平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、4ページの番号34がございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第9号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号2を御覧ください。

申請人は、宮崎市佐土原町下那珂在住の農家です。申請地は、宮崎市大字島之内にあります明星視覚支援学校から東に約1.1キロに位置する土地です。本案件は、申請地に農業用倉庫及び農業用露天資材置場を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲の一部にブロック等を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第10号農地法第5条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否か

について審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

まず、番号 22 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市丸島町に本拠を置く営農事業などを営む法人、受人は宮崎市大工 3 丁目に本拠を置く管工事業などを営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市古城町にあります（旧）宮崎市南部環境美化センターから南西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の配水管布設替工事に伴う現場事務所などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、8 ページの番号 26 です。

番号 26 の案件は、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、工事用仮設道路として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準等も満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

次に、番号 23 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字恒久在住の個人、受人は宮崎市新城町在住の個人で親子です。申請地は、宮崎市大坪町にあります大淀地域事務所から南に約 700 メートルに位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及ん

だものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲にブロック等を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号24、25です。

番号24の案件は、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、一般個人住宅として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準等も満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準も満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号22番につきましては、2月15日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 11 号非農地証明について、13 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 11 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2 件の案件について説明いたします。

申請番号 7 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

次に、申請番号 8 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件については、1 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 12 号農用地利用集積計画の決定について、14 ページから 44 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（加野） 議案第 12 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、14 ページの番号 44 番から 21 ページの番号 55 番までの 12 件でございます。

利用権設定につきましては、22 ページの番号 103 番から 44 ページの番号 142 番までの 40 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 3 件、新規設定が 14 件、賃借権の再設定が 7 件、新規設定が 16 件となっております。

このうち、番号 132、134 の 2 件につきましては、新規就農者優良農地バックアップ事業の対象地として利用権設定する案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、45 ページから 50 ページまでの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、45 ページの番号 143 番から 50 ページの番号 154 番までの 12 件でございます。

また、50 ページの番号 154 番につきましては、農地中間管理事業の特例事業により、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すも

のでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第7号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第8号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数22件でございます。

報告第9号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数1件でございます。

報告第10号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数20件でございます。

報告第11号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数6件でございます。

報告第12号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数10件でございます。

なお、報告第7号、第8号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第9号、第10号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和3年第2回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時31分閉会